

京都市消防局告示第7号

昭和39年5月7日京都市消防局告示第4号（京都市消防局公印規程に規定する公印の印影）の一部を平成18年4月1日から次のように改めます。

平成18年3月31日

京都市消防局長 森澤 正一

「予防部予防課印



予防部予防課長印



予防部指導課印



予防部指導課長印 を削り、



「警防部消防救助課印



警防部消防救助課長印



を

「警防部消防救助課印



警防部消防救助課長印



警防部調査課印



警防部調査課長印 に改めます。



(消防局総務部庶務課)